

「川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート」 についての流水型ダムに係る環境影響評価審査会意見

「川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法レポート（仮称）の作成にあたっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

〔全体事項〕

- （１）本事業の試験湛水等に伴い事業実施想定区域の一部が湛水することが示唆されていることから、湛水範囲における地形の変化や斜面等の裸地化による土砂崩壊のおそれ、土砂・流木の堆積及びこれに伴う水の濁りの発生・長期化、粉塵の飛散など周辺環境への影響が懸念される。このため、方法レポート（仮称）以降においては湛水範囲を示したうえで湛水に伴う周辺環境への影響について調査・予測・評価を行うとともに、試験湛水等の方法やダムの運用方法を工夫するなど、影響が最小限となるよう配慮すること。

〔個別事項〕

〈水環境〉

- （１）事業実施想定区域及びその周辺では漁業や川下りなどの活動、農業用水や水道用水での利用などが行われていることから、本事業の試験湛水等に伴い湛水した濁水を放流した場合の影響が懸念される。このため、方法レポート（仮称）以降においては、既存のダムの事例の状況などを把握したうえで浮遊物質（SS）及び粒度等について川辺川の流水型ダムの規模や周辺地質等に応じた調査・予測・評価を行うとともに、試験湛水の方法等を工夫するなど、影響が最小限となるよう配慮すること。

〈動物・植物・生態系〉

- （１）事業実施想定区域及びその周辺には九折瀬洞など動物や植物の重要な種の生息環境が存在しており、その一部において本事業の試験湛水等により湛水する可能性が示唆されていることからカワネズミやウサギコウモリなどの重要な種への影響が懸念される。このため、方法レポート（仮称）以降においては、既存のダムの事例における生物相の変化の状況等を把握したうえで調査・予測・評価を適切に行うとともに、試験湛水の方法等を工夫するなど影響が最小限となるよう配慮すること。

- (2) 工事の実施やダムの堤体の存在等に伴い、事業実施想定区域及びその周辺に生息する魚類の移動をはじめ、魚類や底生動物などの生息環境への影響が懸念される。このため、方法レポート（仮称）以降においては、既存のダムの事例の状況等を把握したうえで調査・予測・評価を行うとともに、仮排水トンネルやダムの構造・運用方法等を工夫するなど、影響が最小限となるよう配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域内では過去に陸産貝類などの重要な種の生息が確認されていることから、方法レポート（仮称）以降においては、今後の調査において重要な種が確認された場所に加え、その周辺の生息環境も対象とした調査・予測・評価の方法を検討するとともに、影響が最小限となるよう配慮すること。

〈景観・人と自然との触れ合いの活動の場〉

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は五家荘県立自然公園が存在するとともに、川を活かしたまちづくりやラフティングなどのリバーアクティビティが行われているが、本事業により試験湛水等に伴う事業実施想定区域の一部の湛水や濁水の発生等による景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、方法レポート（仮称）以降においては、眺望点等を適切に調査したうえでフォトモンタージュを作成するなど、景観や活動の場への影響について調査・予測・評価を行い、影響が最小限となるよう配慮すること。